

保険者、公費負担者 番号・記号表

令和2年4月版

はじめに

本書は、令和2年4月1日現在の社会保険、市町村国保、介護保険の保険者番号（コード）、及び公費負担医療の実施機関番号（コード）を収載したものです。令和2年4月版の編集にあたり、前版発行後の所要の改訂を行うと共に、収載内容の充実を図りました。

本書の特色は、①社会保険、市町村国保の保険者番号に併せて、被保険者証（組合員証）記号を収載、②健康保険組合、共済組合の統廃合及び市町村合併等に伴う名称、番号の直近の異動情報を収集、③検索の便を図り、巻末に健保組合、共済組合、市町村国保の名称索引を掲載していることです。

診療報酬明細書は、社会保険と公費負担医療の併用の場合、あるいは異なった公費負担医療併用の場合でも、医療費の請求は一葉の診療報酬明細書でまとめて行います。その明細書は、社会保険と公費負担医療の併用の場合は審査機関等の審査後、社会保険の保険者に送付され、異なった公費負担医療併用の場合は、主な公費負担医療の実施機関に送付されます。

本書は、以上のことも踏まえ、保険医療機関窓口での資格確認や実施機関が他の保険者・実施機関に明細書内容の照会を行う際に活用していただくため、社会保険、市町村国保については保険者番号・記号と所在地・電話番号を、公費負担医療の実施機関については公費負担者番号（実施機関コード）を掲載しています。

皆さまにご活用いただき、さらに内容を充実させることができれば幸いです。

なお、最後になりましたが、本書編集に際し、資料提供等ご協力を頂きました厚生労働省、全国健康保険協会、支払基金、国保連合会、都道府県、市町村及び広域連合の保険者、実施機関の関係各位及び社会保険出版社スタッフに、深く感謝申し上げます。

令和2年5月

編 者

目 次

凡 例	6
全国健康保険協会管掌健康保険	
協会管掌健康保険(法別01)	13
船員保険(法別02)	15
日雇特例被保険者の保険(法別03・04)	16
組管管掌健康保険	
健康保険組合(法別06)	21
特定健康保険組合(法別63)	74
共 済 組 合	
共済組合	79
(国家公務員共済組合(法別31)、地方公務員等共済組合(法別32)、警察共済組合(法別33)、 (公立学校共済組合(法別34)、日本私立学校振興・共済事業団(法別34))	
自衛官等(防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付)(法別07)	136
後期高齢者医療制度	
後期高齢者医療(高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付)(法別39)	147
国民健康保険・退職者医療制度	
市町村国保(国民健康保険、退職者医療(法別67))	231
国民健康保険組合	312
公費負担医療制度	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核関係)(法別10・11)	321
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症関係)(法別28・29)	328
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(新型コロナ関係)(法別28)	335
生活保護法(法別12)	337
中国残留邦人等に係る医療支援給付及び介護支援給付(法別25)	359
戦傷病者特別援護法(法別13・14)	379
障害者総合支援法(更生医療)(法別15)	380
障害者総合支援法(育成医療)(法別16)	403

障害者総合支援法(精神通院医療)(法別21).....	425
障害者総合支援法(療養介護医療及び基準該当療養介護医療)(法別24).....	426
児童福祉法(療育の給付)(法別17).....	448
児童福祉法(肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療)(法別79).....	449
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(疾病医療関係)(法別18・19).....	471
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院(法別20).....	472
麻薬及び向精神薬取締法による入院措置(法別22).....	473
母子保健法による養育医療(法別23).....	474
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による 医療の実施に係る医療の給付(法別30).....	496
肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付(法別38).....	497
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給(法別38).....	498
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及 び母子感染防止医療費の支給(法別62).....	499
水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有 機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及 びメチル水銀の健康影響による治療研究費(法別51).....	500
特定疾患治療研究事業(法別51).....	501
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業(法別51).....	502
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援(法別52).....	503
児童福祉法の措置等に係る医療の給付(法別53).....	505
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療(法別54).....	506
石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給(法別66).....	507

介護保険制度

介護保険.....	511
-----------	-----

[関係通知]

保険者番号等の設定について.....	537
--------------------	-----

[索引]

健康保険組合名称索引.....	542
共済組合(支部)名称索引.....	553
市町村国保名称索引.....	561

凡 例

本書の番号・記号表は原則として令和2年4月1日現在のものである。

なお、今後本書の情報に重要な変更があるときは、社会保険研究所ホームページに掲載するので参照されたい。

URL <http://www.shaho.co.jp/shaho/>

1. 番号表タイトル行について

- (1) 名称は、社会保険の保険者、公費負担の実施機関の名称を掲載した。
- (2) 番号（コード）は、基本的に「法別」（法別番号）2桁、「府県」（都道府県番号）2桁、「保険者・実施機関」の番号3桁、「検」（検証番号、チェックデジット）1桁の計8桁から構成されている。ただし、市町村国保、介護保険は6桁で構成されている。（巻末の[関係通知]参照）
- (3) 「記号」は、被保険者証・組合員証・受給者証に記載された記号・番号の記号に相当するものである。ただし、記号と番号が一体となっている場合がある。記号無しと確認ができた場合は、「*」を記載した。
 - ◇は任意継続被保険者の証表記を示す。
 - (欠△△) は、() 内の記号△△が欠番であることを表す。
- (4) 保険者番号の設定に関する①法別番号及び制度の略称、②保険者、公費負担者の都道府県番号は、凡例の次項以下に示した。
- (5) 各制度、法別番号ごとの留意事項は、各制度の扉のページ、または各法番号表の冒頭で説明した。

2. 法別番号及び制度の略称

(1) 社会保険制度

	区	分	法別番号	制度の略称
社会 保 険 制 度	全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）		0 1	（協会）
	船員保険		0 2	（船）
	日雇特例被保険者の保険	○一般療養（法第129条、第131条及び第140条関係）	0 3	（日）
		○特別療養費（法第145条関係）	0 4	（日特） 又は（特）
	組管掌健康保険		0 6	（組）
	防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付（法第22条関係）		0 7	（自）
	国家公務員共済組合		3 1	} （共）
	地方公務員等共済組合		3 2	
	警察共済組合		3 3	
	公立学校共済組合 日本私立学校振興・共済事業団		} 3 4	
	高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付		3 9	（高）
	特定健康保険組合（特例退職被保険者）		6 3	} （退）

（注）国家公務員特定共済組合等法別72～75の制度は現存するが、該当する保険者が皆無であるので割愛した。

(2) 国民健康保険制度

	区	分	法別番号	制度の略称
	国民健康保険		—	—
	国民健康保険法による退職者医療		6 7	—

(3) 公費負担医療制度

	区	分	法別番号	制度の略称	
公 費 負 担 医 療 制 度	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	○結核患者の適正医療（法第37条の2関係）	1 0	(感37の2)	
		○結核患者の入院（法第37条関係）	1 1	(結核入院)	
		○一類感染症等の患者の入院（法第37条関係）	2 8	(感染症入院)	
		○新型コロナ関係		—	
		○新感染症の患者の入院（法第37条関係）	2 9	—	
		生活保護法による医療扶助（法第15条関係）		1 2	(生保)
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）		2 5	—
	戦傷病者特別援護 法による	○療養の給付（法第10条関係）		1 3	—
		○更生医療（法第20条関係）		1 4	—
	障害者総合支援法 による	○更生医療（法第5条関係）		1 5	—
		○育成医療（法第5条関係）		1 6	—
		○精神通院医療（法第5条関係）		2 1	(精神通院)
		○療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）		2 4	—
	児童福祉法による	○療育の給付（法第20条関係）		1 7	—
		○肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）		7 9	—
	原子爆弾被爆者に 対する援護に関す る法律による	○認定疾病医療（法第10条関係）		1 8	—
		○一般疾病医療費（法第18条関係）		1 9	—
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院（法第29条関係）		2 0	(精29)
		麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（法第58条の8関係）		2 2	—
		母子保健法による養育医療（法第20条関係）		2 3	—
		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）		3 0	—
		肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給		3 8	—
		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給（法第12条第1項及び第13条第1項関係）		6 2	—
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		5 1	—	
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援（法第19条の2関係）		5 2	—	
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3	—	
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療（法第5条関係）		5 4	—	
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）		6 6	—	

(4) 介護保険制度

区	分	法別番号	制度の略称
介護保険		—	—

3. 保険者、公費負担者の都道府県番号

都道府県	番号	都道府県	番号	都道府県	番号	都道府県	番号
北海道	01	東京	13	滋賀	25	香川	37
	51		63		75		87
青森	02	神奈川	14	京都	26	愛媛	38
	52		64		76		88
岩手	03	新潟	15	大阪	27	高知	39
	53		65		77		89
宮城	04	富山	16	兵庫	28	福岡	40
	54		66		78		90
秋田	05	石川	17	奈良	29	佐賀	41
	55		67		79		91
山形	06	福井	18	和歌山	30	長崎	42
	56		68		80		92
福島	07	山梨	19	鳥取	31	熊本	43
	57		69		81		93
茨城	08	長野	20	島根	32	大分	44
	58		70		82		94
栃木	09	岐阜	21	岡山	33	宮崎	45
	59		71		83		95
群馬	10	静岡	22	広島	34	鹿児島	46
	60		72		84		96
埼玉	11	愛知	23	山口	35	沖縄	47
	61		73		85		97
千葉	12	三重	24	徳島	36		
	62		74		86		

全国健康保険協会管掌健康保険 船員保険 日雇特例

1. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険者は、各都道府県全国健康保険協会支部である。
 - (1) 保険者番号は、法別番号2桁(01)、都道府県番号2桁(01～47)、保険者番号3桁(001)及び検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものである。
 - (2) 被保険者証の記号及び番号は、従来、漢字及びひらがなを用いていたが、すべて数字化し、次の組み合わせとする。
 - ① 記号は、事業所ごとに設定された8桁ないし7桁の番号で、郡市区符号1～2桁(1～99)及び事業所番号6桁数字である。ただし、任意継続被保険者は5ではじまる8桁(6桁(固定値)+2桁(支部コード(01～47)))数字である。
 - ② 番号は、被保険者ごとに設定された最大7桁の番号である。
2. 船員保険は、法律の一部改正により、健康保険法による全国健康保険協会が管掌とされ、平成22年1月1日に施行された。
 - (1) 保険者及び保険者番号は、全国健康保険協会船員保険部として「02.13.001.1」である。
 - (2) 記号及び番号は、「10桁数字」の記号及び「1～7桁数字」の番号である。
3. 日雇特例被保険者の保険の保険者は、各都道府県全国健康保険協会支部である。
 - (1) 日雇特例被保険者の保険では、保険者番号は、法別番号2桁(03一般療養、04特別療養費)、都道府県番号2桁(01～47)、保険者番号3桁(001)及び検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものである。
 - (2) 記号は、7で始まる8桁の番号で、固定値3桁(707)+発行機関番号3桁(101～999)+発行年度2桁数字を組み合わせたものである。
 - (3) 番号は、被保険者ごとに設定された最大7桁の番号である。
4. 記号欄は、被保険者証等の記号を示した。

全国健康保険協会管掌健康保険 (法別 01)

名 称	番 号				記 号	電話番号	所 在 地
	法別	府県	保険者	検			
全国健康保険協会						03-5212-8211	〒102-8575 千代田区九段北4-2-1(市ヶ谷東急ビル)
北海道支部	01	01	001	6	7～8桁数字(1～96・6桁数字) ◇50000001	011-726-0352	〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1(新北海道ビル)
青森支部	01	02	001	5	7～8桁数字(1～21・6桁数字) ◇50000002	017-721-2799	〒030-8552 青森市長島2-25-3(ニッセイ青森センタービル)
岩手支部	01	03	001	4	7～8桁数字(1～30・6桁数字) ◇50000003	019-604-9009	〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25(朝日生命盛岡中央通ビル)
宮城支部	01	04	001	3	7～8桁数字(1～48・6桁数字) ◇50000004	022-714-6850	〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1(仙台パークビル)
秋田支部	01	05	001	2	7～8桁数字(1～25・6桁数字) ◇50000005	018-883-1800	〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50(シティビル秋田)
山形支部	01	06	001	1	7～8桁数字(1～25・6桁数字) ◇50000006	023-629-7225	〒990-8587 山形市幸町18-20(J A山形市本店ビル)
福島支部	01	07	001	0	7～8桁数字(1～74・6桁数字) ◇50000007	024-523-3915	〒960-8546 福島市栄町6-6(N B Fユニックスビル)
茨城支部	01	08	001	9	7～8桁数字(1～58・6桁数字) ◇50000008	029-303-1500	〒310-8502 水戸市南町3-4-57(水戸セントラルビル)
栃木支部	01	09	001	8	7～8桁数字(1～30・6桁数字) ◇50000009	028-616-1691	〒320-8514 宇都宮市泉町6-20(宇都宮D I ビル)
群馬支部	01	10	001	5	7～8桁数字(1～51・6桁数字) ◇50000010	027-219-2100	〒371-8516 前橋市本町2-2-12(前橋本町スクエアビル)
埼玉支部	01	11	001	4	7～8桁数字(1～79・6桁数字) ◇50000011	048-658-5919	〒330-8686 さいたま市大宮区錦町682-2(大宮情報センター)
千葉支部	01	12	001	3	7～8桁数字(1～59・6桁数字) ◇50000012	043-308-0521	〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1(日本生命千葉ビル)
東京支部	01	13	001	2	7～8桁数字(1～98・6桁数字) ◇50000013	03-6853-6111	〒164-8540 中野区中野4-10-2(中野セントラルパークサウス)
神奈川支部	01	14	001	1	7～8桁数字(1～74・6桁数字) ◇50000014	045-339-5533	〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134(横浜ビジネスパークイーストタワー)
新潟支部	01	15	001	0	7～8桁数字(1～80・6桁数字) ◇50000015	025-242-0260	〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4(日生不動産東大通ビル)
富山支部	01	16	001	9	7～8桁数字(1～40・6桁数字) ◇50000016	076-431-6155	〒930-8561 富山市奥田新町8-1(ボルファートとやま)
石川支部	01	17	001	8	7～8桁数字(1～20・6桁数字) ◇50000017	076-264-7200	〒920-8767 金沢市南町4番55号(住友生命金沢ビル)
福井支部	01	18	001	7	7～8桁数字(1～20・6桁数字) ◇50000018	0776-27-8300	〒910-8541 福井市大手3-4-1(福井放送会館)
山梨支部	01	19	001	6	7～8桁数字(1～22・6桁数字) ◇50000019	055-220-7750	〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12(甲府ニッセイアスカイビル)
長野支部	01	20	001	3	7～8桁数字(1～99・6桁数字) ◇50000020	026-238-1250	〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1(長野朝日八十二ビル)
岐阜支部	01	21	001	2	7～8桁数字(1～50・6桁数字) ◇50000021	058-255-5155	〒500-8667 岐阜市橋本町2-8(濃飛ニッセイビル)
静岡支部	01	22	001	1	7～8桁数字(1～92・6桁数字) ◇50000022	054-275-6601	〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア)
愛知支部	01	23	001	0	7～8桁数字(1～91・6桁数字) ◇50000023	052-856-1490	〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1(J P タワー名古屋)
三重支部	01	24	001	9	7～8桁数字(1～51・6桁数字) ◇50000024	059-225-3311	〒514-1195 津市栄町4-255(津栄町三交ビル)
滋賀支部	01	25	001	8	7～8桁数字(1～22・6桁数字) ◇50000025	077-522-1099	〒520-8513 大津市梅林1-3-10(滋賀ビル)
京都支部	01	26	001	7	7～8桁数字(1～63・6桁数字) ◇50000026	075-256-8630	〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634(カラスマプラザ21)

市 町 村 国 保 退 職 者 医 療 国 保 組 合

1. 国民健康保険の「法別」番号は空欄、退職者医療は67である。
2. 国民健康保険の保険者番号は、番号表より「法別」番号67を省き、「府県」番号から検証番号までの下6桁で示している。
3. 退職者医療の保険者番号は、番号表より「法別」番号67から検証番号までの8桁で示している。
4. 国保組合の保険者番号は6桁である。

市 町 村 (国民健康保険法) (法別 67 退職者医療制度)

国民健康保険は「法別」67を省き下6桁、退職者医療制度は8桁（「法別」67）である。

名 称	番 号				記 号	電話番号	所 在 地
	法別	府県	保険者	検			
01 北 海 道							
札幌市	67	01	001	7	*	011-211-2111	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
中央区	67	01	401	9	国札チ	011-231-2400	〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目
北区	67	01	402	7	国札キ	011-757-2400	〒001-8612 札幌市北区北24条西6-1-1
東区	67	01	403	5	国札ヒ	011-741-2400	〒065-8612 札幌市東区北11条東7-1-1
白石区	67	01	404	3	国札シ	011-861-2400	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8
豊平区	67	01	405	0	国札ト	011-822-2400	〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10-1-1
南区	67	01	406	8	国札ミ	011-582-2400	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2-1-1
西区	67	01	407	6	国札ニ	011-641-2400	〒063-8612 札幌市西区琴似2条7-1-1
厚別区	67	01	408	4	国札ア	011-895-2400	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5-3-2
手稲区	67	01	409	2	国札テ	011-681-2400	〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11-1-10
清田区	67	01	410	0	国札ヨ	011-889-2400	〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1-2-1
函館市	67	01	002	5	函	0138-21-3111	〒040-8666 函館市東雲町4-13
小樽市	67	01	003	3	小樽	0134-32-4111	〒047-8660 小樽市花園2-12-1
旭川市	67	01	004	1	旭	0166-26-1111	〒070-8525 旭川市6条通9丁目
室蘭市	67	01	005	8	室	0143-25-2702	〒051-8530 室蘭市海岸町1-4-1 (むろらん広域センタービル庁舎)
釧路市	67	01	006	6	釧路	0154-23-5151	〒085-8505 釧路市黒金町7-5
帯広市	67	01	007	4	帯広	0155-24-4111	〒080-8670 帯広市西5条南7-1
北見市	67	01	008	2	北見	0157-25-1130	〒090-8509 北見市大通西2-1 (まちきた大通ビル)
夕張市	67	01	009	0	夕	0123-52-3131	〒068-0492 夕張市本町4-2
岩見沢市	67	01	010	8	岩見沢	0126-23-4111	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1-1-1
網走市	67	01	011	6	網	0152-44-6111	〒093-8555 網走市南6条東4丁目
留萌市	67	01	012	4	留萌	0164-42-1801	〒077-8601 留萌市幸町1-11
苫小牧市	67	01	013	2	苫小牧	0144-32-6111	〒053-8722 苫小牧市旭町4-5-6
稚内市	67	01	014	0	稚	0162-23-6161	〒097-8686 稚内市中央3-13-15
美唄市	67	01	015	7	美唄	0126-62-3131	〒072-8660 美唄市西3条南1-1-1

公 費 負 担 者

1. 各法の留意事項は、それぞれの番号表冒頭に記載した。
2. 上下2段書きされている8桁の公費負担者番号は、「法別」あるいは「実施機関」番号上段が検証番号上段に対応し、「法別」あるいは「実施機関」番号下段が検証番号下段に対応する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (法別10 (法第37条の2関係) 法別11 (法第37条関係))

法別番号及び検証番号欄の上段は結核患者の適正医療 (法第37条の2関係)、下段は結核患者の入院 (法第37条関係) の番号 (コード) を示す。

名 称	番 号			
	法別	府県	機関	検
01 北海道				
江 別 保健所	10 11	01	001	5 4
千 歳 "	10 11	01	003	1 0
岩見沢 "	10 11	01	004	9 8
滝 川 "	10 11	01	009	8 7
深 川 "	10 11	01	011	4 3
上 川 "	10 11	01	012	2 1
富良野 "	10 11	01	013	0 9
名 寄 "	10 11	01	015	5 4
岩 内 "	10 11	01	017	1 0
倶知安 "	10 11	01	018	9 8
江 差 "	10 11	01	019	7 6
渡 島 "	10 11	01	022	1 0
八 雲 "	10 11	01	023	9 8
室 蘭 "	10 11	01	025	4 3
苫小牧 "	10 11	01	026	2 1
浦 河 "	10 11	01	027	0 9
静 内 "	10 11	01	028	8 7
帯 広 "	10 11	01	029	6 5
釧 路 "	10 11	01	034	6 5
根 室 "	10 11	01	036	1 0
中 標 津 "	10 11	01	037	9 8
網 走 "	10 11	01	038	7 6
北 見 "	10 11	01	040	3 2
紋 別 "	10 11	01	042	9 8
稚 内 "	10 11	01	043	7 6
留 萌 "	10 11	01	045	2 1
札幌市 "	10 11	01	101	3 2
小樽市 "	10 11	01	201	1 0
函館市 "	10 11	01	301	9 8

名 称	番 号			
	法別	府県	機関	検
旭 川 市 "	10 11	01	401	7 6
02 青森県				
東 地 方 保健所	10 11	02	001	4 3
弘 前 "	10 11	02	002	2 1
三 戸 地 方 "	10 11	02	003	0 9
五 所 川 原 "	10 11	02	005	5 4
上 十 三 "	10 11	02	008	9 8
む つ "	10 11	02	009	7 6
青 森 市 "	10 11	02	101	2 1
八 戸 市 "	10 11	02	201	0 9
03 岩手県				
県 央 保健所	10 11	03	001	3 2
釜 石 "	10 11	03	002	1 0
宮 古 "	10 11	03	003	9 8
奥 州 "	10 11	03	006	2 1
一 関 "	10 11	03	007	0 9
大 船 渡 "	10 11	03	009	6 5
久 慈 "	10 11	03	012	0 9
二 戸 "	10 11	03	013	8 7
中 部 "	10 11	03	016	1 0
盛 岡 市 "	10 11	03	101	1 0
04 宮城県				
石 巻 保健所	10 11	04	001	2 1
塩 釜 "	10 11	04	002	0 9
大 崎 "	10 11	04	003	8 7
気 仙 沼 "	10 11	04	004	6 5

名 称	番 号			
	法別	府県	機関	検
仙 南 "	10 11	04	006	1 0
栗 原 "	10 11	04	013	7 6
登 米 "	10 11	04	014	5 4
仙 台 市				
青 葉 保健所	10 11	04	101	0 9
太 白 "	10 11	04	102	8 7
宮 城 野 "	10 11	04	103	6 5
若 林 "	10 11	04	104	4 3
泉 "	10 11	04	105	1 0
05 秋田県				
大 館 保健所	10 11	05	002	9 8
北 秋 田 "	10 11	05	003	7 6
能 代 "	10 11	05	004	5 4
秋 田 中 央 "	10 11	05	007	8 7
由 利 本 荘 "	10 11	05	008	6 5
大 仙 "	10 11	05	011	0 9
横 手 "	10 11	05	012	8 7
湯 沢 "	10 11	05	013	6 5
秋 田 市 "	10 11	05	101	9 8
06 山形県				
村 山 保健所	10 11	06	001	0 9
最 上 "	10 11	06	004	4 3
庄 内 "	10 11	06	006	9 8
置 賜 "	10 11	06	009	3 2
山 形 市 "	10 11	06	101	8 7

公費負担者

介 護 保 険

1. 介護保険の保険者番号は6桁である。
2. 広域連合等の保険者番号は、都道府県の各末尾に記載している。
3. 政令市、広域連合等の保険者においては、保険者番号と異なる証記載保険者番号をもっている場合は、政令市、広域連合等の名称の下に、証記載保険者番号としての市区町村番号を併記した。

介 護 保 険

介護保険の保険者番号は6桁。広域連合などがある場合は、その都道府県の末尾に（広域連合等）と表示し掲載している。また、政令市、広域連合等で証記載保険者番号が市区町村で異なる場合は、それも併載している。

名 称	番 号		
	府県	保険者	検
01 北海道			
札幌市	01	100	7
中央区	01	101	5
北区	01	102	3
東区	01	103	1
白石区	01	104	9
豊平区	01	105	6
南区	01	106	4
西区	01	107	2
厚別区	01	108	0
手稲区	01	109	8
清田区	01	110	6
函館市	01	202	1
小樽市	01	203	9
旭川市	01	204	7
室蘭市	01	205	4
釧路市	01	206	2
帯広市	01	207	0
北見市	01	208	8
夕張市	01	209	6
岩見沢市	01	210	4
網走市	01	211	2
留萌市	01	212	0
苫小牧市	01	213	8
稚内市	01	214	6
美唄市	01	215	3
芦別市	01	216	1
江別市	01	217	9
赤平市	01	218	7
紋別市	01	219	5

名 称	番 号		
	府県	保険者	検
士別市	01	220	3
名寄市	01	221	1
三笠市	01	222	9
根室市	01	223	7
千歳市	01	224	5
滝川市	01	225	2
砂川市	01	226	0
深川市	01	228	6
富良野市	01	229	4
登別市	01	230	2
恵庭市	01	231	0
伊達市	01	233	6
北広島市	01	234	4
石狩市	01	235	1
北斗市	01	236	9
(石狩郡)			
当別町	01	303	7
新篠津村	01	304	5
(松前郡)			
松前町	01	331	8
福島町	01	332	6
(上磯郡)			
知内町	01	333	4
木古内町	01	334	2
(亀田郡)			
七飯町	01	337	5
(茅部郡)			
鹿部町	01	343	3
森町	01	345	8
(二世海郡)			
八雲町	01	346	6

名 称	番 号		
	府県	保険者	検
(山越郡)			
長万部町	01	347	4
(檜山郡)			
江差町	01	361	5
上ノ国町	01	362	3
厚沢部町	01	363	1
(爾志郡)			
乙部町	01	364	9
(奥尻郡)			
奥尻町	01	367	2
(瀬棚郡)			
今金町	01	370	6
(久遠郡)			
せたな町	01	371	4
(寿都郡)			
寿都町	01	392	0
(岩内郡)			
岩内町	01	402	7
(余市郡)			
余市町	01	408	4
(空知郡)			
南幌町	01	423	3
上富良野町	01	460	5
中富良野町	01	461	3
南富良野町	01	462	1
(夕張郡)			
由仁町	01	427	4
長沼町	01	428	2
栗山町	01	429	0
(樺戸郡)			
月形町	01	430	8